

災害共済給付業務・学校安全支援業務

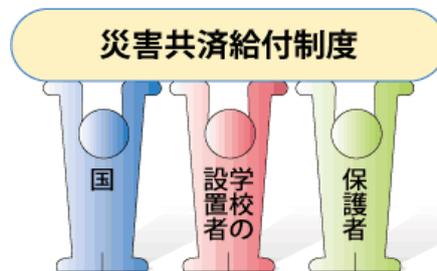
災害共済給付業務

(1) 制度の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の管理下における児童、生徒等の災害(負傷、疾病、障害、死亡)について、児童、生徒等の保護者等に対して、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行うものである。

(2) 制度の性格

センターの災害共済給付は、学校の設置者が保護者等の同意を得てセンターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことによって行われ、その運営に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者等の三者で負担する制度である。



(3) 加入者数・給付状況

加入者数 平成22年度)

学校種別	加入者(人)	加入率
小学校	7,023,580	99.9%
中学校	3,595,235	99.9%
高等学校	3,551,042	98.0%
高等専門学校	59,214	99.4%
幼稚園	1,302,185	81.0%
保育所	1,862,120	88.4%
合計	17,393,376	96.5%

災害共済給付状況(平成22年度)

種別	件数	金額(千円)
医療費	2,094,538	15,523,300
障害見舞金	467	1,796,020
死亡見舞金	74	1,551,000
合計	2,095,079	18,870,320

学校安全支援業務

災害共済給付業務の実施によって得られる災害事例を活用し、学校での災害の防止策の調査研究を行い、その成果を学校等に情報提供し、事故の減少を図っている。

